

独立行政法人日本学生支援機構中期目標

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

(前文)

少子高齢化、進学率の上昇による学生の能力・適性や社会や学生のニーズの多様化、国際化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下「大学等」という。)においては、社会や学生の多様なニーズに対応する大学等の教育の実現や、大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得することなどが求められている。

このため、教育の重視と学生の個性・特色を生かした大学等づくりの支援、多様な学生サービスの充実、留学生の質を踏まえた戦略的な留学生交流の推進により、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進が図られなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、(i)学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、(ii)大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、(iii)留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。

このような理念・役割のもと、平成20年3月までの第1期中期目標期間における業務の実績についての文部科学省評価委員会からの評価結果や、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえ、機構の事務及び事業について見直しを行った結果、機構の中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守し、適切な運営を図るとともに、情報公開を適切に実施するための取組を推進する。

(2) 広報・広聴の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。

(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生の生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生の在籍状況など、学生支援に関する調査研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。

2 奨学金貸与事業

(1) 奨学金貸与の的確な実施

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。また、この目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者の貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図りつつ、以下の事業を推進する。

① 適切な適格認定の実施

真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入する。

(2) 返還金の回収強化

奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ的確な現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。また、総回収率(当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合)を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。

その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。

① 学校との連携強化

学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識涵養のための指導等を徹底する。

② 返還金回収の促進

返還金回収強化の対策を促進する。

また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。

③ 機関保証制度の運用

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。

(3) 情報提供等の充実

① 情報提供の充実

奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。

② 諸手続きの厳正化

より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務の一層の厳正化を図る。

(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用

奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、返還免除に関しても制度の適正な運用を図る。

3 留学生支援事業

「留学生30万人計画」の実現に向け、日本留学に係る情報提供機能の強化、受入れ環境づくりの推進等の役割を担うため、以下の事業を推進する。

(1) 留学生に対する支援

大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費留学生、私費留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給を行う。

また、学資金の支給の決定に当たっては、選考等を厳正に行うとともに、留学生の質の確保に留意して行う。

(2) 外国人留学生に対する宿舍の支援

① 国際交流会館等の運営

国際交流会館等を運営し、外国人留学生が安心して勉学に励むための安全性の確保やサービスの向上を図るとともに、地域の国際交流拠点として地域との交流事業を推進する。

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定。以下「制度及び組織の見直しの基本方針」という。)において、「売却を進めている国際交流会館等のうち、やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時までには結論を得る。」とされたことを踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

② 留学生借り上げ宿舎等への支援

外国人留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと、及び大学等の宿舎を安定的に確保するため借り上げ宿舎支援事業を行う。

地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対する助成は、平成21年度をもって廃止する。

(3) 日本留学試験の実施

日本留学試験は、多くの大学等で外国人留学生の入学者選抜の一環として利用されるよう、試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施する。また、外国人留学生の受入れを積極的に推進するため、海外における新たな国・地域での試験実施について取り組むとともに、利用者の利便性の向上や一層の利用促進に取り組む。

(4) 日本語教育センターにおける教育の実施

- ① 先導的・モデル的な日本語教育の実施を推進する観点から、日本語教育のモデルとなる質の高い教育内容を提供する。また、日本語教育機関及び高等教育機関との連携による教材開発、研修機会の提供等を積極的に実施する。
- ② 国の要請に迅速に応えるべく、日本語教育部門については、私費外国人留学生に係る学生数の縮小を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費留学生及び外国政府派遣留学生を中心に受入れを行うとともに、効果的・効率的な事業実施の観点から、その運営体制の見直しを図る。
- ③ 地域の国際交流拠点としての機能の発揮、資産の有効活用の観点から、地域との連携による日本文化、事情等の理解を促進する取組等を実施する。

(5) 留学情報提供・相談機能の強化

日本留学に係る情報発信機能等の強化及び日本人学生の海外留学を推進するため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供・相談の充実を図る。

留学情報センターは、平成22年度中に廃止する。

(6) 外国人留学生等の交流推進

- ① 外国人留学生と日本人学生との交流推進・相互理解の促進を図るため、国際大学交流セミナー、国際シンポジウム等を実施する。
- ② 東京国際交流館プラザ平成の会議施設については、平成20年4月から実施している市場化テストの活用による経費の節減、稼働率の向上に努めるとともに、留学情報発信機能など、必要な機能を維持しつつ、会議施設等の管理運営業務を廃止することとし、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整の上、それを踏まえ所要の措置を講ずる。

(7)外国人留学生の就職支援

外国人留学生の就職支援に資するため、大学等や企業、関係省庁等との連携を強化し、就職支援に係る取組を推進する。

(8)帰国外国人留学生に対するフォローアップ

留学生交流の意義を高めるため、外国人留学生の帰国後のフォローアップを充実する。

4 学生生活支援事業

(1)学生生活支援担当教職員に対する研修の充実

大学等の自主的な取組を促すため、学生生活支援に関する喫緊の重要課題、かつ、各大学等における取組が十分でなく公共上の見地から必要な事業内容に厳選して、関係機関と連携して実施する。

(2)学生生活支援に関する情報の収集・提供等の実施

学生生活支援に関する情報について、各大学等の利用状況や要望を把握するとともに、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的に見直し、改善を図りつつ、収集・提供を行う。

(3)心身に障害のある者への支援

心身に障害のある者に関する大学等における支援状況及びニーズの把握を行うとともに、障害学生修学支援ネットワーク事業等を推進する。

5 その他附帯業務

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1)一般管理費等の削減

組織・業務の徹底した見直し、効率化に努め、一般管理費(人件費を含み、公租公課及び土地借料を除く。)は、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費(人件費を含み、奨学金貸与業務経費を除く。)に関しては、平成20年度予算を基準として、

その9%以上を削減する。

また、奨学金貸与業務に関する費用については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成20年度予算を基準として、中期目標期間中、返還金回収事務処理費等(ただし、奨学金貸与事務処理費、奨学金業務システム運用経費及び平成21年度コールセンター開設及び運営経費を含む。)の伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。

併せて役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図りつつ、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。職員の給与水準については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づいた給与改革を進める。

(2) 外部委託等の推進

効果的・効率的業務運営に資するため、奨学金の返還金回収業務をはじめとする各事業について競争入札による民間委託を推進する。国際交流会館等の管理運営業務については、市場化テストの実施状況、検証結果を踏まえつつ、民間競争入札を更に推進する。また、国際交流会館等の管理運営業務について、「独立行政法人日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成18年11月27日)を踏まえ、今後の新設は停止することとする。現存する施設については、国全体の留学生政策の動向を踏まえつつ、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設については順次廃止することとする。

国際交流会館等については、大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに設置・運営を廃止する。

なお、売却が困難な国際交流会館等については、「制度及び組織の見直しの基本方針」を踏まえ、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用する場合、利用大学の運営へのより主体的な関与を得るよう努めるなど、適切な措置を講ずる。

(3) 入札・契約の適正化

入札・契約の適正化を図るため、一般競争入札の範囲拡大や契約の見直し等を通じた一層の効率化を図る。

また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

(4) 業務・システムの最適化

奨学金業務システムについて、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最

適化を行う。

2 組織の効率化

機構の中期目標・中期計画に掲げられた業務運営が最も効率的・効果的に行えるよう、民間委託の推進の結果を踏まえた組織の簡素化を図るとともに、適切かつ柔軟な組織の構築及び職員配置を図る。特に奨学金に係る返還金の回収強化を踏まえた効率的な組織・業務運営体制を確立する。

3 内部統制・ガバナンスの強化

業務全般について、厳格かつ客観的な自己評価及び外部有識者による評価を実施し、その結果を業務の改善等に資するとともに、内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備などを実施する。また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、随意契約の適正化を推進する。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等

- (1) 寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図る。
- (2) 財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。
- (3) 奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。
- (4) 国際交流会館等の館費及び日本語教育センターの入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。
- (5) 保有資産の有効活用に努めることにより、機構の事業運営における自己収入を適切に確保する。

2 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。

2 人事に関する計画

機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図るとともに、各種事業の民間委託の推進や組織の簡素化を図ることで職員数を削減する。

3 情報セキュリティ対策に係る計画

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。